

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市の消防が行う市民及び事業所等の団体（以下「市民等」という。）に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって市民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防局長は、市の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、市民等に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防局長は、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の市民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 市民に対する応急手当の普及項目は、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(普及講習の種類)

第4条 市民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表第1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第2のとおりとする。

講習の種類	主な普及項目
普通救命講習 (Ⅰ・Ⅱ)	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
普通救命講習 (Ⅲ)	心肺蘇生法（主に小児、乳児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児及び乳児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、手当ての要領、搬送法

2 応急手当の講習は、市民に対する市民講習及び事業所等に対する団体講習とする。

- 3 応急手当の標準的な講習のほか、市民を広く受け入れられるよう次に掲げる講習を行うものとする。なお、カリキュラム、講習時間等については別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。

講習の種類	主な項目
救命入門コース	胸骨圧迫 AEDの取扱い
e-ラーニング講習 (消防庁WEB講習)	心肺蘇生法、大出血時の止血法
実技救命講習	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法（実技中心）

- 4 前項以外に心肺蘇生法（成人）の実技を中心として、応急手当普及啓発の推進的な講習を実施するものとする。なお、講習時間等にあつては、2時間以内とする。

（普及講習の推進）

第5条 救急課長は、当該要綱に定める普及講習の推進を行うものとする。

（修了証等の交付）

第6条 消防局長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習（Ⅰ、Ⅱ及びⅢ）又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれ修了証（第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3又は第3号様式）を交付するものとする。

- 2 消防局長は、応急手当普及員から申請があつた場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習Ⅰ又はⅢを修了した者に対し、それぞれ修了証（第2号様式、第2号様式の2）を交付することができるものとする。

- 3 消防局長は、団体講習にて受講した事業所等に対しては、団体講習の修了証（第4号様式）を交付するものとする。

- 4 消防局長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があつた場合）が指導する救命入門コースを参加した者に対し、参加証（第5号様式）を交付することができるものとする。

- 5 消防局長は、e-ラーニング講習で座学講習を受講後、1か月以内又は、救命入門コース受講後6か月以内に実技救命講習を受講した者に対し、普通救命講習Ⅰの修了証（第1号様式）を交付するものとする。

- 6 消防局長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を応急手当普及講習修了証交付者名簿（第6号様式）に記録しておかなければならない。

なお、消防局長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の認定等)

第7条 消防機関の行う普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は上級救命講習の指導（市民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防局長が認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表第6に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。
ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防局長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第7に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表第8に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防局長が認める者

(応急手当指導員養成講習の講師)

第8条 応急手当指導員養成講習の講師については、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第9条 消防局長は、応急手当指導員として認定したときは、応急手当指導員名簿（第7号様式）に登録したのち、認定証（第8号様式）を交付するものとする。なお、消防局長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第10条 応急手当指導員の認定（第7条第2項第4号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年後の12月31日まで（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年後の12月31日）で失効するものとする。ただし、3年間で6回の指導または失効前に別表第9に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第11条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防局長が認定する。

(1) 別表第10に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で、別表第11に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防局長が認める者

3 応急手当普及員養成講習の講師については、第8条の規定を準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第12条 応急手当普及員の認定を受けようとする者は、応急手当普及員認定申請書(第9号様式)により、消防局長に申請するものとする。

2 消防局長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿(第10号様式)に登録したのち、認定証(第11号様式)を交付するものとする。なお、消防局長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第13条 応急手当普及員の認定(第11条第2項第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年後の12月31日で失効するものとする。ただし、失効前に別表第12に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、さらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(他の地域で取得した者の扱い)

第14条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、認定したものとみなすことができる。

(認定の取り消し)

第15条 消防局長は、応急手当指導員及び応急手当普及員(以下「応急手当指導員等」という。)が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(普及講習の申請等)

第16条 普及講習を受講しようとする者は、「船橋市スマート申請」より申請するものとする。

- 2 普及講習を団体で受講しようとする者は、応急手当普及講習申請書（第12号様式）により救急課長に申請するものとする。
- 3 事業所、防災組織等の応急手当普及員が普及講習を実施する場合は、応急手当普及講習実施届出書（第13号様式）により、消防署長又は救急課長（以下「署長等」という。）に提出するものとする。
- 4 前第二項と第三項の申請書及び届出書には、応急手当普及講習受講者名簿（第14号様式）を添えるものとする。

（普及講習実施結果の報告）

第17条 署長等は、応急手当指導員が普及講習を実施したときは、応急手当普及講習実施結果報告書（第15号様式）を翌月の5日までに、消防局長に報告するものとする。

- 2 事業所、防災組織等の応急手当普及員が普及講習を実施したときは、応急手当普及講習実施結果報告書（第16号様式）を速やかに救急課長に報告するものとする。ただし、応急手当指導員の立会いにより実施した場合は、この限りでない。

（応急手当指導員等の責務）

第18条 応急手当指導員等は、市民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

- 2 消防局長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技術の維持及び救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- 3 消防局長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行えるよう指導するものとする。

（普及啓発用資機材の整備等）

第19条 消防局長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

- 2 資機材の貸出しについては、応急手当普及講習資機材借用申請書（第17号様式）により、署長等に申請するものとし、応急手当普及講習貸出資機材処理簿（第18号様式）に記載しておくものとする。

（感染防止上の配慮）

第20条 消防局長は、応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技指導を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

（関係機関との連携）

第21条 消防局長は、応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。